福岡県学生会館の概要について

福岡県学生会館とは

当財団が運営している福岡県学生会館は、東京都またはその近郊の大学等に学ぶ本県出身学生の経済的負担を軽減し、修学の便を図るとともに、寮生活(共同生活)を通して社会性や協調性を 醸成し、寮生同士が友情を育むことを通じて、有為な人材を育成することを目的として設立され たものです。

1 所在地等

(1) 所在地

 $\mp 225 - 0014$

神奈川県横浜市青葉区荏田西1丁目14-2

TEL 045-974-8300

FAX 045-974-8302

(2) 交 通

東急電鉄・田園都市線「市が尾駅」下車、徒歩約8分

2 建物の概要

(構 造) 鉄筋コンクリート5階建

(延床面積) 3,988.4 m²

(定 員) 英彦寮(男子):100名、筑紫寮(女子):50名

(入館期間) 原則2年間(再入館制度有)

(寮 生 室) 全室洋室・1人部屋 (12.4 m²)

※ 机・椅子、ベッド、エアコンが備え付けられています。 インターネット回線あり(月額3,000円)。

(共用施設) 食堂、図書室兼会議室、洗濯室、洗面室、浴室、トイレ

(居住区域) 英彦寮と筑紫寮は壁で仕切っており、生活動線を明確に区分しています。(往来はできません。)なお、筑紫寮の寮室は2階以上にあります。

(寮 監) 英彦寮には男性寮監、筑紫寮には女性寮監を各1名ずつ配置しています。

3 負担経費

· 入 館 費 50,000円

※ 入館時に1回限りの負担です。

· 館 費 (月額) 50,000円

※ 福岡銀行口座から自動引落となります。

※ 毎月の館費には、朝・夕食(日曜日、祝祭日、夏・冬・春季休業期間を除く。)代として約15,000円を含みます。

欠食した分については後日返金します。

・ その他の負担 インターネット (月額 3,000 円) 、寮生室の電気使用料、コイン機器使 用料等

4 寮生活

この学生会館では、福岡県出身で学生という以外は、修学する大学等をはじめ性格等それぞれに異なる皆さんが寮生活(共同生活)を営むことになります。

このため、他の寮生の勉学や睡眠を妨げないように施設内では静寂を保つとともに、環境の整備や清掃に努めるなど、守るべき規則や約束事があります。

また、寮生自らが運営する自治会の諸行事等には、積極的に参加することが求められます。

(1) 生活全般

- ① 食 事
 - ・食事の時間 朝食 6時30分 ~ 9時00分
 夕食 18時30分 ~ 22時00分
 (夕食の保管は衛生管理の観点から22時まで)
 - ・ 休業日 日曜日、祝祭日及び次に掲げる期間

8月11日 \sim 8月20日 12月29日 \sim 1月 4日 3月25日 \sim 3月31日

- 電子レンジは食堂にあります。
- ② 入 浴

・ 入浴時間
 ・ コインシャワーの利用時間
 19時00分 ~ 24時00分
 6時00分 ~ 10時00分
 11時30分 ~ 24時00分

(点検等のため利用できない時間あり)

- ③ 洗面·洗濯
 - ・ 洗面は、電気温水器による温水が利用できます。
 - ・ 洗濯は、全自動洗濯機、衣類乾燥機、アイロンが利用できます。
- ④ 1階にコイン式コピー機を、会議室にはパソコンを設置しています。
- ⑤ 門限は23時です。
 - ・ 玄関はオートロック式ですが、深夜は電気錠による完全施錠です。
- ⑥ 面会は1階談話コーナーまたは食堂で行ってください。
- (7) 継続的なアルバイトは、事前に寮監に届け出る必要があります。
- ⑧ 自動車の使用は認めていません。
 - ・ 自転車、原付自転車等自動二輪車は通学等のためやむを得ないと判断される場合には、 保護者の承諾を得て、事前に寮監に届け出し許可を得る必要があります。
- ⑨ 外泊する場合は、事前に寮監に届け出る必要があります。
- ⑩ 寮生以外の宿泊は認めていません。
- ① 寮内でのマージャンは禁止です。
- ② 学生会館屋内は全面禁煙です。喫煙は敷地内の指定された箇所のみ許可します。
- ③ 挨拶の励行を目的として、上級生による挨拶に関する指導を行います。
- (2) 施設・設備の保全

施設・設備及び備品等は、丁寧に取り扱ってください。故意又は重大な過失により破損させた場合は弁償していただきます。

(3) 防災·防犯

寮監の指示に従って行動することはもちろん、日ごろからお互いに注意を喚起し合うなど、 意識を高めるようにしてください。

5 退寮

- (1) 6か月以上通学あるいは寮居住の見込みのない者の在寮は認めていません。
- (2) 館費を2か月以上滯納した者は、事情確認の上、退寮させることがあります。
- (3) 円滑な寮運営を阻害する者は、事実確認の上、退寮させることがあります。
- (4) やむを得ない理由により、期間中途で退寮する場合には、原則として1か月前までにその 旨について、寮監に対して予告しておく必要があります。